

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



(記録用)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

基本関係問題(日韓会談)

北東アジア課長

29. 11. 11.

北東アジア課

本件について 11月11日才一回の省内打合せ会談

を行つたに、其の要約はつぎのとおり。

参加出席者は、<sup>加</sup>アジア局、<sup>加</sup>広瀬参事官、前

田北東アジア課長、法本事務官、伊田事務官、糸

的局抄、中江法規課長、天羽事務官、大森事

務官。

記

1. まず基本関係に関する規定の方式をいかなる

ものにするのかにつき意見交換があった。北東

アジア課より、韓国側は基本条約の締結の如く

重形式のものとして主張しているが、日本側

の立場として<sup>は</sup>領土事項や管轄権の如き事項を

規定することは避けたく、そのためには出来るだけ

に簡単な形式のものとした方がいいことであるとの

説明があった。これに対し法規課長より、日本

は対日平和条約の締結において韓国を承認

し、以来国交は正常化していかなくとも、国家関係

は存在するので、日韓合談妥結にあたり、国家

承認の見地から基本関係を考える 要けなく、

従って 領土条項と管轄権につき規定する必要

はな<sup>い、従って、</sup> <sup>解決</sup>基本関係には 外交関係の設定とその

他必要最少限の条項を規定する共同宣言か、

交換公文で見り合との意見が述べられた。

また、大森事務官より、韓国は平和条約の当

事国ではなく、同条約21条により 第2条、第4条、

第9条および第12条の利益を受ける権利を有

するところが規定されているに止まるので、平和条

約と諸懸案の解決との間に関連をつけること

が<sup>発言があり、</sup>必要ではないかとの~~意見が述べられた~~意見が

交換されたが、各懸案毎に関連づけが必要か

どうかを考えれば足りるとの結論であった。

また、日韓間の諸懸案はすべて解決したか

とを確認する必要があるのではないかとの意見

もあったが、このような規定を置けばこの範囲

の問題が解決したのかを確定する必要がある

あり、懸念があるとの意見が述べられた。また、

基本関係問題の規定にあたっては諸懸案が

解決したので、外交関係を設定するとするか、

基本関係問題の解決によって諸懸案が解決

したとするかについては前者が適当であるとの

結論であった。

2. 以上のような意見交換の結果、日本側の考え方

としては基本関係は条約の形をとらね共同宣言

ないし交換公文の如き略式のものにより外交関係

の設定を規定することを中心とし、日韓間の諸懸

案が解決をみたこと<sup>と</sup>関連憲章草案の如きうた

い文句を付するとともに、必要に応じ通商条項

や紛争解決条項を加える程度のものであること

になった。

なお、海底電線問題については、本問題が

基本関係と不可分のものではなく、交渉の経緯

からして基本関係と一纏めに扱われてきたわけ

であるので、これを基本関係と切りはなしてそれ

自体として平和条約4条C項に言及しつつ解決

することを考えることとなった。

また、通商航海条項に関しては、これを

いかなる形で基本関係に入れるかに関し、特に

入国滞在の問題もあるので、経済局および入管

と意見調整することとなった。

後、韓国側は日韓併合以前の旧条約

無効確認のための条項と領土条項を基本

関係条約に述べることを主張していたが、両方

とも規定しないといつ日本側立場に変わりはなく

管轄権に関する問題も個々の懸案に関する

解決に当り それぞれ具体的に考慮することと

なった。

3. 以上の如き立場から 条約局で日本側の立

場を整理し、日本側案の要綱を作つた上、日本

側の意見調整を経て韓国側との間に来週後半

に初会合を開くこととなった。

4.14 中川、渡辺、花、柳谷、池本、田田、  
中江、天海、大森、小島田、  
川村。

極秘

### 日韓基本関係問題の処理方針(案)

「旧条約全部廃止」(27.4.4 前文案)

「領土条項」

- ① 「現に支配する地域」
  - ② 「何れもなし」
- 「何れもなし」  
「何れもなし」の解決?

39.4.14

条規

③ UN決裁

対日方針出し  
可と不可の方向性? (中)

### 1. 基本方針

原則として国交正常化を中心とする、である

だけ軽い形式の文書(共同宣言又は交換

公文)とし、なるべくならば、国会の承認

を要したいものとした。その理由は、

(1) 「基本条約」というより国会の承認

を定める「条約」の形式をとると、

いわゆる「管轄権条項」や「旧条約



効力問題」も含めるべしとの議論が

あると見ると、かゝる日韓両国に於

り処理の難しい問題が徹底的に起

ることを喰ひ止めることが望ましい。

(註1) 「管轄権争点」は、必要があれ

ば各具体的懸案の解決に關する

協定に於いて争えることとすれば

充分である。

(註2) 「日条約効力問題」に於いて

ては、第1次令状(昭27-4-4)

に於いて日本側から、前文中に

「日本国と旧大韓帝国との間に

締結されたすべての条約及び

協定が日本国と大韓民国との

関係において効力を有しない

ことを確認する」との規定も

亦くこれを提案したことはあ

るが、今や交渉全般の維持

振りを12年以上とは全く異

なり、古い条約を扱ふこと

は、理論的にも實際的にも

望ましく無い。

(R) 各具体的懸案の解決に關する協定の

總括として、その解決大綱を摘記する

ようが「基本条約」とすることは、技術的に  
きわめて難しい。

(注3) 目下争之とれ之の具体的懸

案解決に關する協定は、① 清

朝解決及び至層協力に關す

る協定 ② 漁業(漁業協力を

含む)に關する協定 ③ 法的

地位に關する協定 ④ 文化

(文化財外漁を含む)協定

⑤ 竹島問題又正確に図る協

定及び ⑥ 基本関係に因する

協定の基本建である。

2. 協定内容として一考考之ける事柄

上記基本方針に従って、協定内容として

考之ける事柄は次のとおり。

① 外交、領土関係協定の合意:

最も限定的要件の項であるから、これを"4

を交換公文により行なうことかあつても

望ましい。

(以下(2)~(9)は韓国側かとうういふ(1)のみ

て" 満足しない場合に考慮すべきもの  
と12掲げられた。)

(2) 韓国の独立及びこれに伴う諸懸案:

の一括解決についての確認:

① 請くい進げ延々要

是効はこの「宣言」の発効にかかす。

実体的必要は在りが前文又は本文

で規定する二とに反対し在り。

(3) 国連憲章原則の尊重:

実体的必要は在りが規定する二とに

反対し在り。

④ 通商航海関係事項:

是等原則に強々要請が在れば"

44: 入国滞在  
事務手続は  
どうなるか……?

(目下検討中) 日華平和条約に付

庶許定書方式を考へうる。なお、条

協力は空想の左の入国滞在周

條事項は条協協定中に設けら

れる予定。

(5) 文化協力関係問題:

別個の文化協定が締結されな

い場合、原則的規定をかくことは

可能である。

—— 沿岸協定の「文化協定」としてに？

(6) 拿捕漁船問題:

請求権解決及び条協協定に關

する協定の対象が平和条約第4

条(a)に限定された場合には、本件

につき何らかの規定を設けるこ

とも考之得よう。

(7) 竹島問題:

別の交換公文。

本件は処理方式相同に於て合

意に於て必要があると思われ

ので、別個の協定とすることを

望ましいが、それが締結され

た場合、本件につき何らかの

規定を設けることも考之得よう。

(8) 海産毛線処理:

所有権を失った時  
(朝日条約時 要約  
(今度 要約  
Kにはこの要約  
(1910年 要約)

海産毛線の向題は、桑港平和

条約により処理済みと解すべし。

その中後措置につき、何らかの合

意を要すると判断されること

は (目下検討中)、本件文書

中に何らかの規定を設けるこ

とも幸を得よう。

(9) 紛争処理規定:

協定内容如何により (特に

(通商航海関係) 項の規定を



10

る場合)、親孝の必要が孝之徳。

極秘  
まで

日韓会談基本関係問題

北東アジア課

29. 4. 15

北東アジア課

内田君下化

本件について4月14日第=回省内外打合せ会談を行ったこと

の要約はつきのとおり。

なお出席者は 中川大使 後宮アジア局長 玄瀬アジア局参事

官 中江法規課長 柳谷事務官 大森事務官 大羽事務官 小和

田事務官 浜本事務官 川村事務官 内田事務官

記

1 法規課より日韓基本関係問題の処理方針(案)が提出

され本案を中心に議論が進められた。

抄協定の形式に関し、韓<sup>側</sup>は基本関係問題を重要視し

いわゆる「管轄権条項」、「旧条約無効確認条項」及び「具体的諸果案

の解決の原則を合め、基本関係条約と締結する構想をもつて

を以て、日本側<sup>比</sup>より軽い~~共同宣言~~共同宣言の形式を主

張することか確認された。

附記に関し、折井中江課長から

る、具体的諸果案の解決の原則を摘記し、それに従って諸

協定を締結するといった二重規定の方式には反対する旨<sup>答言がある</sup>~~共同宣言~~

た。諸果案と平和条約との関連づけは必要な場合は個

々の協定ですれば十分であるから、主条の~~共同宣言~~韓<sup>側</sup>独立の承

認（及び必要とあれば主条の通商~~批准~~批准条項）を再確認

するとは差支ないことと確認された。但しこの場合は諸協定の

独立したものになって特に韓口の口会においてその中一部については

進され例えは請求権解決及び経済協力に関する協定については

成立するものになるのである。共同宣言中に諸提案を一括

解決したことを確認する文言を入れ、各協定の発効と共同宣

言発効の日とするに ~~した。~~ <sup>した。</sup>

3. 「旧条約無効確認」に関して 中江課長から、日韓併合以前

の大韓帝口との旧条約の無効を確認した場合、韓口を韓半

島唯一の政府として認めようのでないかとの疑問が提出され

た。特に中川大使から ~~条約無効確認~~ <sup>もともと</sup> による

韓帝口と韓口との間の法的継承 ~~関係~~ <sup>関係</sup> は存在しない

以上、旧条約の無効確認において必ずしも韓口を韓半島唯一

の政府として認めるものではな、旨の発言があった。結局、才一

会談における昭27年4月4日付の日本側案(資料10)の形で、いつか

ら無効になったか、というところから、ものなら差支えなければ

~~それ~~ <sup>それ</sup>にしたとはか、ので、最初の日本側案 ~~案~~の提示のときは削除

しておくか決定された。

又「管轄権条項」に関して、日韓条約方式に倣って、「現在及

び将来行政的支配 ~~地域~~ <sup>を及ぼす</sup> 地域、~~と~~ <sup>と</sup> ~~規定する~~ <sup>規定する</sup>とは日本

側として受け入れられたい。これに関して、中川大使より、

管轄権を現に支配する地域とは日本 <sup>側</sup> ~~案~~ にとり、何差

支えないので、日本側才一案として、「諸協定は現に支配する

地域に適用される旨規定して提案し、おそらく韓口側が反対

したから、結局共同宣言ではこれを落して、個々の協定で

適用地域を定める方向にもっていくのは如何との発言があった。

これに対し柳谷事務官より、各口の韓口承認ぶりに関して、管

轄権問題では <sup>いろいろのケースがあるか</sup> 1948年12月12日の口連決議を引用している

ものか、~~最も~~ 最も代表的である旨紹介があった。結局中

江課長の発案により、管轄権条項として一項を設けることは世

は韓口独立の承認の規定に、管轄権に關する文言（「認め

支配する地域」とする）と口連決議の両方を示せる形とする：

とになった。なお ~~口連決議~~ 口連決議引用に際し

では、38度線と現 ~~休戦~~ 休戦協定のラインの間にある三角地

第<sup>A</sup>についてどう考えるかについて疑問が提出された。

5 共同宣言の内容として~~一~~一<sup>案</sup>考えられる事項(但し上記で

言及されているものを除く)に関して

(1) 外交・領事関係設定に関する~~事~~<sup>条</sup>項が最小限必要であ

るときに異論はなかった。

(2) 通商航海条項に関して川村事務官より経済局としては最

低限 ~~極~~通商航海条約締結のための交渉をすみやかに開始する

旨の<sup>足かかりの</sup>規定は必要であるとの発言があった。これに対し後宮局

長より通商航海条約締結交渉の予約と日韓平和条約の條

容に係った暫定措置を規定したものを日本側の<sup>案</sup>と見、韓白

側から詳細なものを提案してきたらそれを見<sup>再</sup>て検討するといふ

とで如何との発言があったか。結局、一両日中に経済局が最終  
的なものを提出することになった。

(3) 海底電線処理に関して平和条約の条Cを再確認すること  
自体は差支ないが共同宣言中一項~~は~~<sup>でなく</sup>付属交換公文で解決方  
法を規定することを確認された。なお条Cの解釈に関して、日本は  
海底電線の日本の終端施設に連なる~~は~~<sup>あり</sup>半分を平和条約発効の時  
点で失っており、その~~解決~~<sup>解決</sup> (主として二等分案の決定の問題) のための  
取極めは新たに権利義務関係を設定するものではないこと確認され  
た。これに関して柳谷事務官より、もし上記の解釈が不可避ならば  
が~~朝鮮~~ 朝鮮戦争時代、米軍が日本に対して支払った海底電線  
の使用料が問題となってくる。この使用料中の韓<sup>國</sup>取分の支払いは



請求権に関する解決が平和条約の4条全体をカバーするとして、これに

含まれなかつたとの発言があった。(木和田事務長より、その可能性は

あると思ふの発言)

(4) 文化協力関係事項 竹島問題は別個の協定により、又船

舶問題は、平和条約発効以前のもは請求権に関する解決に

含まれ、発効後のものは、漁業協定あたりに規定して、いずれも共同

宣言から排除することになった。

(5) 日連憲章原則の尊重に對しては、韓国も日連加盟を申請

している今日、韓国側に反対する理由もないと思われ、共同宣言中

に入れることになった。

(6) 紛争処理条項も、~~協定~~協定の内容から見て必要な場合は、入れ

分比. ~~.....~~ <sup>した。</sup>

6. 以上の<sup>A</sup>を<sup>1</sup>に<sup>2</sup>立<sup>3</sup>て、法規課で共同宣言案(要綱)を早急

に作成<sup>4</sup>す<sup>5</sup>と<sup>6</sup> ~~.....~~ <sup>した。</sup>

極秘

日韓会談基本関係問題

北東アジア課

29 11 20

北東アジア課

4月17日本中について 条約局作成の「日本口と大韓民国口と共

同宣言案)を中心として 者内  
8125 相回打合せ会談を行った。その要約は次のとおり

り。なお出席者は 中川大使

(アジア局) 後宮局長 広瀬参事官 前田課長

柳谷事務官 内田事務官

(条約局) 藤崎局長 兼松参事官 中江課長

大森課長 天羽事務官

(経済局) 角谷課長 川村事務官

記

条約局案

1 前文に於て ~~中~~ 角谷課長より、日ソ共同宣言方式をとったか

極東の平和云々の字句はかえて NEATO 構想等の疑念を起させるので

前文に旨説明があった。アジヤ局長より、韓国側は基本条約にモデル

ヴェルサイユを保持せよとの意向であるが、日本側は共同宣言を、外交関係設

定のため技術的なものと答えてゐることを確認があった。これに関連し

て、中川大使より、通商条項を除いては内容が条約とするに値しない旨、又

条約局長より、共同宣言は諸協定との関係では、これらのカウリング

1-1 のような性格をもち、それぞれ発言があった。

角谷事務官からの質問で、前文に云う「全権団」の前交渉

とは「署名のために全範囲の同意交渉」であると確認された。

又条約局長より、海空電線処理に関して共同宣言で触れ

ておく本筋では「<sup>か</sup>疑問の提出された。結局、重要性の

ら見て共同宣言に頭を垂して口会の承認を求めねばならぬようは

かではないので付属交換公文で規定すれば十分であるという結論に

あつた。

又一項に関して中江課長は、韓口側<sup>から</sup>日本は平和条約を

条約で韓口の独立を承認したから口連決議<sup>の</sup>は不要であると主

張<sup>は</sup>おそれがあるとの発言があった。これに対して、アリア局長は、一項の

<sup>取旨</sup>付口連決議と平和条約の条約(2)をプロロジックに前文に入れた方

が、きりかと思われぬ。このまゝでも、平和条約の条約(2)で朝鮮の独立を承

認し口連決議に従て大韓民口を懸抉して承認したという理窟  
は成り立つと思ふの発言があった。これに対して更に中江課長より平  
和条約第二条(ウ)で朝鮮という地域の独立を承認したとはいふ難く口連決  
議を考慮に入れて口家(即ち大韓民口)の独立を承認したといふと云  
ふのかとの質問があったが中川大使より口連決議を念頭において  
平和条約第二条(ウ)が規定されたか否かは連合口の同意で韓口とし  
ては朝鮮の独立は文字通り朝鮮全体の独立と解し得るとの意見が  
述べられた。

一方口連決議は条一項から条とて条四項にかゝせて<sup>引用</sup>~~する~~  
のは如何との意見も出たが外交関係設定と独立の承認とを  
同時に規定は出来ず、そもそも条一項の存在理由は口連決議の

引用にあるので、<sup>結局</sup>事実<sup>才項は</sup>に即して、「日本国は1951年9月8日にサンフランシスコで署名された日本国と平和条約第2条の規定に基づき朝鮮の独立を承認し、かつ、1948年12月12日の国連総会決議195(IV)の趣旨を尊重して、大韓民国の独立を承認したと確認される。(条約局長案)とプレイするようになった。なお、法律的には、平和条約第2条と国連決議は同時に認識されるものであるから、これをあわせておくようになった。

3 才項に関し、中川大使より、批准条項との関係で関係諸協定を列挙せざるを得ないと思ふとの発言があったのに対し、条約局長より、民間音譯等は草案には含まれないので口会等の関係で都合が悪いと思ふとの意見が述べられた。種々の意見交換の後、結局何れも解決は

理これにかゝるは、きりきせのため諸協定を列挙するといふた。

又「外交関係の開設に先立ち」とあるは、觀念的には外交関係

の開設と諸提案の解決の処理は同時ではあるとの疑問も提出

されにか、批准は共同宣言の最後に行なふので、これに差支はないといふ

た。

4 第三項に關して、条約局長より「北の部分には及ばない」といふのは

三角地帯の問題を念頭に置き、又南の部分に限る、とするより広い意

味を有ると解しているとの説明があった。(國務院總督府のクレムル會談録)

これに対し、中川大使より、将来北鮮の總督府のクレムルを主張したとき

日本はそれをも許すといふといふたが、これにはある種の疑問も提出され

た。これに対し更に、条約局長より、總督府のクレムルは全て許すといふ立



場で米三項を書いており、大韓民国政府の~~外務省~~総督府のクレームと

全部受けとったと切った方がよいと思うと述べられた。又条約局長

より米三項の書き方は大韓民国の限定政府だということは一はきりではないよう

に訂正するためである旨の説明があった。申川大使よりこの書き方でも可なり

限定的な感じがあるのではいかかと疑問が提出された。

柳谷事務官より「現在」とは、の意味について、解釈適用上「現在

か」としてのびていくのではいかかとの疑問が提出された。これに対し

アシア局長より「協定を結ぶ現在の」としてと解釈出来ると思うとの

発言があった。結局「及んでいかに限り及んでいかに」ということ<sup>は</sup>

考慮に入れる、という~~解釈~~ <sup>解釈(条約局長)</sup>に決まった。なお

「解釈及適用」とあるのは単に「解釈とする」



しては、関係諸協定に因しても義務づけるようして、如何との答

言があった。これは、各協定が別建てになっているので、よと無理だと思

われる。バネンとして中川大使案をとることになった。これに因して中

江課長より、竹島問題については「I.C.J. <sup>にかけ</sup> ~~の~~ こと」に因して I.C.

J. にかける」ということになるのではないかと疑問が表された。条約

局長より、竹島問題についての協定は口会に提出するもので、この

二つの協定には含まれないとの説明があった。

8. 本項に因して、「2の関係諸協定に対する批准書」は

「之に掲げる関係諸協定で批准を要するもの、<sup>批</sup> ~~准~~ 准

書のすべてとする。又(条約で)とあるところは、前文(東京で)

とあるときは、単に ( ) とする。

9 才九項(林)可題知。